

横浜市一団地認定基準・連担建築物設計制度基準の一部改訂について

建築基準法第 86 条（一の敷地とみなすこと等による制限の緩和）及び法第 86 条の 2 については、横浜市一団地認定基準・連担建築物設計制度基準（以下、「基準」という。）により運用しています。令和 7 年 12 月に国土交通省から、「一団地の総合的設計制度等における全員の同意等の運用について（技術的助言）」（以下、「技術的助言」という。）が発出されました。これを踏まえ、基準の一部を改訂します。つきましては、広く市民の皆様から、この改正に関する意見公募を実施します。

1 基準の改訂概要

(1) 同意等の書面について

これまで認定申請及び取消し申請について、基準において実印による押印及び印鑑登録証明書の添付を求めていたところですが、技術的助言を踏まえ、基準を改訂します。

ア 認定申請時において同意をしていることを証する図書を提出することとします。

イ 取消し申請時において合意を得ていることを証する図書を提出することとします。

ウ 同意書及び合意書の位置づけ

これまで基準の一部としていた認定申請同意書（様式 1）及び取消申請合意書（様式 2）を参考様式とします。

(2) その他所要の改訂

文言や項目の整理などをします。

2 施行予定日

令和 8 年 8 月頃

裏面あり

3 意見公募要領

<意見公募期間>

令和8年6月1日（月）から令和8年6月30日（火）まで（必着。郵送の場合は当日消印有効。）

<ご意見の提出方法>

別添の意見投稿用紙にご記入の上、以下のいずれかの方法によりご提出願います。

なお、電話でのご意見の提出はお受けできませんので、あらかじめご了承ください。

- (1) 郵送または持参（持参の場合は、平日の8:45～17:15にお願いします。）
〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地10 市庁舎25階
横浜市建築局建築指導部建築企画課
- (2) ファクシミリ FAX : 045-550-3568
- (3) 電子メール Eメール : kc-kkikenkoubo@city.yokohama.lg.jp

<問い合わせ先>

横浜市建築局建築指導部建築企画課 電話：045-671-2933

<その他>

- (1) 寄せていただいたご意見とそれに対する横浜市の考えは、横浜市建築局建築指導部建築企画課のホームページで公表します。
- (2) 「電話でのご意見の受付」及び「ご意見への個別の回答」は対応できかねますので、あらかじめご了承ください。
- (3) 寄せていただいたご意見は、本件の目的以外に使用しません。
- (4) ご意見の提出に伴い取得したメールアドレスやFAX番号等の個人情報は、「個人情報の保護に関する法律」に基づき適正に管理し、ご意見の内容に不明な点があった場合等の連絡や確認の目的に限って利用します。